第 百 十八号 議 案

東 京 不都宿泊? 脱条例 0) 部 を改正する条例

右 0) 議 案を提出 する。

令 和五年六月六日

出 者 東 京 都 知事 小 池

百

合

子

提

京 都 宿 泊 税 条例 0) 部を改正する条例

東 京都 宿 泊 税 条 例 平 成 十四年東京都条例第百十一 号) 0) 部を次のように改正する。

第十 -条 第 几 項 中 第七百三十三条の十九第三項」 を「第七百三十三条の十九第三 項 第一 号 13 改める。

第十一条 第 項 中 者は」 を 「場合には、 その違反行為をした者は」に改め、 同項第一 号 中 「者」を「とき。 に改 め、

K に改める。

改 め、 同 項第五号中 者 を 「とき。 __ に改 め、 同条第二項中 「においては」を「には」

附 則 項

第三号中

者

を「とき。

」に改め、

同

項第四号中

者又は」

を

「とき、

又は

に、

「隠匿した者」

を

「隠匿したとき。

項第二号中

「によって」

を

「により」に、

「者又は」

を「とき、

又は」に、

「隠匿した者」

を

「隠匿したとき。

に改め、

同

同

ح 0) 条例 は、 令 和 六 年 月 \mathbb{H} から施 行 にする。

提 案理 由

地 方税法等の一 部を改正する法律 令和 五年法律第 号) の施行に伴 1, 規定を整備する必要がある。

第 百 + 八号議 案 東京都宿泊税条例 0) 部を改正する条例